平成２４年（フ）第１７２号
奈良県橿原市吉田町124番地の１　リバーサイドヒロタⅡ103
債務者　宮本　邦宏
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
奈良県葛城市長尾191番地１　ヴィルヌーブＤ棟102号、前住所奈良県葛城市當麻53番地５
債務者　松村　節子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
奈良県北葛城郡広陵町大字中142番地１、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉261番地１
債務者　鳥越　紀彦
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
奈良県大和高田市春日町２丁目５番４号　吉岡住宅
債務者　山崎　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野1473番地
債務者　境　　一守
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１００号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｌ棟505号
債務者　中川　慧子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
三重県志摩市磯部町渡鹿野19番地
債務者　榎本　佳壽
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
北海道北見市常盤町２丁目４番22―43号
債務者　山内　美紀
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
北海道北見市とん田西町318番地13　コーポ青山105号
債務者　石原　憩子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
埼玉県春日部市大沼５丁目165番地１　αＮＥＸＴ春日部第３―202号
債務者　大橋　泰之
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
千葉県市原市能満1907―12辰巳台ハイム104号、住民票上の住所千葉県市原市光風台３丁目647番地
債務者　西條　光昭
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７９号
千葉県習志野市秋津２丁目４番２―507号
債務者　鳥内　隆夫
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０３号
千葉市若葉区大宮町2496番地１ドルミ林105号
債務者　宍倉　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１９号
千葉市中央区葛城３丁目９番34号
債務者　堀川　優子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２５号
千葉市稲毛区宮野木町1804番地14セラヴィ宮野木102号
債務者　白石たか子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４３号
千葉県八千代市村上南５丁目８番地１セレブレイトⅠ―102号
債務者　江連　剛好
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４６号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地68　第一コーポＢ棟102号
債務者　小牧　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係